

毎週火、金曜日発行(但休日当日は翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇内訓甲 鳥取県庁用自動車管理規程

訓令

内訓甲第五号

庁 中 一 般
地 方 機 関
甲 類 附 属 機 関

鳥取県庁用自動車管理規程を次のように定める。

昭和三十六年十一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県庁用自動車管理規程

(目的)

第一条 この規程は、鳥取県庁用自動車の管理を行なうに必要な事項を定め、適正な管理と効率的な運営を図ることを目的とする。

(庁用自動車の範囲)

第二条 この規程で「庁用自動車」とは、道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)第二条に定める大型自動車、普通自動車、特殊自動車及び自動車三輪車で県が所有するものをいう。

(庁用自動車の分類)

第三条 庁用自動車は、これを次のように分類する。

一 本庁用集中管理自動車

用品調達事業特別会計において維持運営される自動車。ただし、広報車を除く。

二 本庁用集中管理外自動車

本庁各課が所管する乗用車を除く各種の自動車

三 出先用自動車

出先機関に所属する自動車

(庁用自動車の使用管理)

第四条 庁用自動車の使用管理については、本庁用集中管理自動車に關しては総務部総務課長において、本庁用集中管理外自動車にあつてはその所管の課長、出先用自動車に關してはそれぞれその属する機関の長において管理事務を取り扱うものとする。

(本庁用集中管理自動車の使用)

第五条 本庁用集中管理自動車を使用しようとするときは、使用日時、差回場所、行先、所要時間等を明確にし、口頭で総務課に申し込み、乗車にあつては、総務課が発行する「庁用自動車乗車券」(別記様式第一号)を使用するものとする。

2 使用が二日以上にわたるときは、原則として使用日の前日までに庁用自動車使用計画表(別記様式第二号)を総務課に提出するものとする。

(経費)

第六条 本庁用集中管理自動車の使用に要する経費は、使用した各課において負担するものとする。

2 前項の経費は、一月ごとに総務課において別に定める基準により計算して、翌月十五日までに各課に通知し、各課においてその月の末日までに支出の手続を行なうものとする。

(台帳)

第七条 総務課長、本庁用集中管理外自動車の所管の長及び出先機関の長は、それぞれその所管の自動車について、自動車台帳及び必要簿冊を備え、所要事項を記入し常に整理しておかなければならない。

2 備付けの台帳及び簿冊は、次のとおりとする。

- 自動車台帳 様式第三号
- 自動車整備記録簿 " 第四号
- 運転日誌(車両別) " 第五号
- 車庫日誌(集中管理自動車の場合) " 第六号

燃料要求簿

" 第七号

仕業点検表綴

" 第八号

自動車検査証(控)綴

" 第九号

その他の簿冊

附 則

1 この規程は、昭和三十六年十一月十日から施行する。

2 鳥取県庁用自動車使用管理規程(昭和二十九年十月内訓甲第十号)は、廃止する。

車両並びに運転職員の異動事項 車両所属課(かい)及びその他事項				年 月 日	年 月 日	運転職員所属及び異動事項

自動車検査番号 自動車登録番号

車名	車台番号	原動機番号	原動機型式	用途	購入年月日
種類別式	原動機番号	原動機型式	用途	サイクル	購入価格
事業用の型式	総排気量及びサイクル出力	燃料種類	総容量	燃料消費率	購入科目
乗車定員	タイヤの大きさ	気筒数	総容量	タイヤの大きさ	納入者
車両総重量					使用開始
長さ					使用の本拠の位置
幅					所有者名
高さ					使用者名
有効期間	年 月 日から	年 月 日まで	前輪	後輪	廃年

整備の種類	累計走行キロ	完成年月日 及 所要日数	整備の概要	整備事業者

様式第四号

自動車整備記録簿

年式 車名	番号	整備 管理者			
施工工場 又は名称	所在地				
解体整備を実施 した直接的理由					
走行距離	小計	累計			
整備期間	から	まで 所要日数			
順	位	1 2 3 4 5 6 7 8			
シ リ ン ダ ー	内径摩耗量	ミリメ ートル			
	仕上り内径	ミリメ ートル			
	圧縮圧力	整備前			
		整備後			
スリーブ外径					
ク ラ ン ク 軸	ジャーゲル	最小直 径			
		摩耗量			
	ピン	最小直 径			
		摩耗量			
燃 料	整備前	キロメートル / リットル	潤滑油	整備前	キロメートル / リットル
消費率	整備後	キロメートル / リットル	消費量	整備後	キロメートル / リットル
ト ー イ ン	整備後	ミリメートル	キャンバー	整備前	度
				整備後	度
キ ヤ ス タ ー	整備前	度	ハンドルの 遊び	整備前	度
	整備後	度		整備後	度
最大かじ取 角度又は最 小回転半径	右 回 転	度	制 動 距 離	手 動	レバー作動範囲 %
		度			メートル
左 回 転	度	メートル		足 動	(初速)メートル
	度				(初速)メートル
その他					

00806

様式第六号

課長又は 所屬長	課長補佐 又は次長	係長	係員	車庫長	月	日	曜日	天候	勤務人員	出勤者	休暇者	時間外勤務者	記	車	輛	整	備	状	況	車	輛	別	走行	キ	ロ	口	回	出	庫	主	要	運	行	区	間	摘	要	計	果

00805

様式第五号

所長車長運者	屬印庫印	庫印	月	日	発	着	時	刻	経	路	及	び	行	先	地	走	行	キ	ロ	数	油	量	要	求	課	名	乘	用	者	氏	名	運	転	日	誌	鳥	取	県

様式第八号

昭和 年 月 日

第 号

仕業点検票

運転者

整備管理者

部位	点検箇所	点検状態		不良状態	処置
運 転 室	携帯品	検査証	免許証		
	備用品	工具	予備タイヤ		
	燃料油	適	否		
	エンジン調子	良	可	否	
	バツテリ	"	"	"	
	ハシボル	遊び	操作具合		
	チェンジレバー	操作具合	引かかり		
	クラッチペダル	踏代	床板すき間		
	マスターシリンダー油	適	否		
	各ブレーキ	ラッチ	作動範囲	効否	
	クラクション	ホーン			
車	方向指示器	作用	取付		
	ウインドクリーナー	"	"		
	室内	シート	ガラス	取付部	
	潤滑油	適	否		
	配線	ゆるみ	損傷		
	セルモーター	取付	注油	ブラシュ	
	燃料ポンプ	漏れ	じんあい		
		クリップボルト	ゆるみ	ナツト	着色
		ハブボールト	"	"	"
	外	其他	空気圧	損傷	その他
		タイヤ	取付部	"	
ピットマンアーム		ゆるみ	接触	曲り	
ドラツグリング		"	曲り	注油	
担	りフ	折れ	ずれ		
	Uボールト	ゆるみ			
	ブラケット	取付	き損		
ね	シヤツクル及び	摩耗	注油		
	シヤツクルピン				
其他	累計走行キロ(哩)数 自家修理箇所(月日) 外注修理箇所(業者名及び金額) (月日)				

- 備考
- 点検結果良好の場合は該当欄に○を、不良の場合は×を附してその不良内容を不良状態欄に記入する。
 - 不良箇所について自家修理のできる場合は、その旨記入のこと。
 - 処置欄は、整備管理者が記入し、整備計画、運行計画の変更、整備の手配等をする。
 - その他の欄には、必要な事項を記入して下さい。

	所属長	
	合議	
	主査	
	要求月日	
	種類	
	数量	立
	要求者氏名	
	印	
	番	
	号	
	号	
	号	

様式第七号

使用者の氏名又は 名称及び住所	
所有者の氏名又は 名称及び住所	
使用の本拠の位置	
種別及び用途	原動機番号

備

考

様式第九号

自動車検査証

昭和 年 月 日

鳥取県知事

自動車登録番号 又は車両番号		事業用別 自家用の別	
車両重量	キログラム	車名	
乗車定員		人型式	
最大積載量	キログラム	形状	
車両総重量	キログラム	原動機の型式	
長さ	メートル	総排気量又は定 格出力	
幅	メートル	燃料の種類	
高さ	メートル	車台番号	
有効期間	昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで		
	昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで		
	昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで		
タイヤサイズ			
購入年月日			
購入先住所氏名			
購入価格 支出科目			